

平成28年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第5号）						
招集年月日	平成28年6月14日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年6月17日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成28年6月17日 午後2時12分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	3番 加賀山 瑞津子 4番 橋本 誠					
出席した議会書記	事務局長 片山 守 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長補佐	土肥克也	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第5号）

- 日程第 1 議案第 1号 あさぎり町地域公共交通会議設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 5号 平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第 6号 平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 7号 平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第 8号 平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第 9号 平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 報告第 8号 平成27年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第12 報告第 9号 平成27年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
- 日程第13 同意第 2号 あさぎり町固定資産評価員の選任同意について
- 日程第14 発議第 2号 あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 発議第 3号 あさぎり町議会活性化特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第16 発議第 4号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について
- 日程第17 発議第 5号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について
- 日程第18 発議第 6号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 あさぎり町地域公共交通会議設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2号 あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3号 あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 5号 平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第 6号 平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第 7号 平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第 8号 平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第 9号 平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 報告第 8号 平成27年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

- 日程第12 報告第 9号 平成27年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
 日程第13 同意第 2号 あさぎり町固定資産評価員の選任同意について
 日程第14 発議第 2号 あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第15 発議第 3号 あさぎり町議会活性化特別委員会の設置に関する決議について
 日程第16 発議第 4号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について
 日程第17 発議第 5号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について
 日程第18 発議第 6号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

午前10時 開議

●議会議務局長（片山 守君） 起立、礼、着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、議案第1号、あさぎり町地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。議案第1号、あさぎり町地域公共交通会議設置条例の制定について、提案いたします。あさぎり町地域公共交通会議設置条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需用に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本条例を制定する必要があります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） おはようございます。それでは、地域公共交通会議設置条例の制定について説明をいたします。この地域公共交通会議についてなんですが、昨年度、人吉球磨地域公共交通活性化協議会におきまして、人吉球磨地域公共交通網形成計画を策定しております。これを国土交通省の方に提出して点検をしていただいた時に、各市町村の支線部分についても、その計画の中に盛り込む必要があるというふうなことで、平成28年度中に各市町村の支線、あさぎり町で言いますと、乗り合いタクシー路線、こういったものについて、点検、検討して、そしてその計画の中に盛り込むというふうなことで、する必要が出てきましたので、今回この条例を制定させていただくものでございます。1ページをめくっていただきまして、1ページをあけたいと思います。あさぎり町地域公共交通会議設置条例ということで、第1条、目的、あさぎり町は、これにつきましては先ほど町長から設置理由がありましたので、目的としては、ここに書いてあるような内容となっております。それから第2条が協議事項となっております。3点ほど上げてありまして、地域の实情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項。第2点目としまして、市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。それから3点目に、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項となっております。第3条に、交通会議の構成員となっております。9点ほど上げてありますけれども、町長又はその指名する者、それから2点目から4点目、こ

れにつきましては、本町で一般乗合旅客自動車運送事業者の代表、具体例で言いますと、路線バスを運転されている事業所とか、そういったものが入ってきます。それから、住民の代表の方、あるいは今現在乗合タクシー等を利用されてる方の利用者、そういった方が入ってきます。それから熊本運輸支局、それから、お開けいただきまして、行政関係の道路管理者とか、あるいは警察とか、それから学識経験者の方、それとこの会議で必要な方が入るといふふうになっております。それから第4条として委員の任期ですが、任期は2年として再任は妨げないといふふうになっております。それから第5条としまして、交通会議の運営ということで、8点ほどあげてありますので、見ておいていただきたいといふふうに思います。第6条、協議結果の取り扱いについてといふふうなことですけれども、交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものと。それから第7条として、守秘義務、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとなっております。それから、第8条で庶務及び窓口となっております。事務については企画財政課において庶務するといふふうになっております。それから第9条として、雑則、この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとなっております。以上、地域公共交通会議設置条例についての説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第1 議案第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第2号、あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第2号、あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由でございます。公共財産の利活用に関し効率的な運用を図るため本条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 内容について御説明申し上げます。1枚開けていただきたいと思います。あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を改正する条例、あさぎり町公共用地取得等審議会条例の一部を次のように改正する。その次に、題名を次のように改める。あさぎり町公有財産利活用審議会条例というふうに、まず条例の名称そのものを変更することが1点ございます。それ以下の内容につきましては、次のページの新旧対照表をもって御説明をさせていただきます。改正後の方で、先ほど言いました条例の名称そのものを変えております。第1条の内容につきまして、アンダーラインの部分、設置の目的、公有財産立木を除く不動産に限るの効率的な運用を図るため、財産の取得、管理及び処分に関する基本方針その他公有財産

に関する重要事項、以下公有財産利活用というについて審議することを目的として、審議会を設置するというところでございます。これは具体的に申し上げますと、これまでも議会の中で色々御議論いただきましたこれまでの公共用地取得等審議会の役割を内容も拡大をして、公有財産の利活用に関する重要な案件については、審議会に諮問し、答申を得るべきでないかという御意見等々もこれまでに議会の方でもいただいております。そういうこと含めまして、今回この1条につきましては、こういった表現で設置目的を拡大しておるところでございます。第2条につきまして、これまで諮問でございますが、諮問及び答申ということで具体的に以下の通り明記しております。諮問、答申の案件を具体的に表示したものでございますが、1号といたしまして、公有財産の取得、管理及び処分に関する基本方針、2号3号につきましては、それらの具体的な価格をあげておりますが、第2号、1件につき価額700万を超える不動産の買入れ又は売払いに関する事項、3号、今度は1件につき価額700万を超える不動産の買入れ又は売り払う場合の対価の評価に関する事項。ということで700万という金額をあげておりますが、これ別途ございます議会の議決に付すべき案件の中での条件と同じ700万、不動産に関しましての700万という条例がございますが、それと合わせておるところでございます。4号といたしまして、その他町長が必要と認める事項、これまでは、公共取得等審議会の中で大きな役割の一つといたしまして、公共用地の取得、用地買収等する場合の単価の設定については、答申をいただいておりますが、そういった案件もこのその他町長が必要と認める事項の中で、対象としてこれまで通り扱っていくという考え方でございます。開けていただきまして、今度は第3条に（委員）という表記がございますが、委員はこれまでの10人以内と、別途第4条で臨時委員という項目を設けております。第4条、審議会に特別な事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。個別の案件で特殊な事情、それまでの各地区の事情があるケースとか、あるいは色んな特殊な使い方と申しますと、目的を持っていた施設において、その利活用されてる方々が、町全体というよりもそういった一部の関係者がおられるようなケースを含めまして、そういった特別な事項があるようなケースについては、臨時委員さんを置くことによって、臨時委員さんの皆さん方の御意見も、審議会の審議の中に反映させることができるように、この臨時委員という制度を入れております。この臨時委員さんの場合は、4項で当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとするか、そういった特別な事項に限っての委員さんという設定でございます。以下、条文のずれとかにつきましては調整をしておりますが、こういった内容もちまして、この公共用地取得審議会を公有財産利活用審議会に変更して内容も以下の説明のとおりの内容に改正をさせていただくものでございます。以上説明終わります。一点、失礼しました。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというところでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（9番 小見田 和行君） 一点、質問いたします。委員という項目でございますが、審議会は10人以内で組織するというところで、委員は識見を有する者及び住民のうちから町長が任命するとありますが、ほかの審議会等の条例を見ます時に、次に掲げるものうちから、町長が任命するというような表記がある審議会の条例が多ございますけど、この識見を有する者というのは、どのような方を意図して、ここに書いてあるのか、本当ならば、ほかの審議会の条例のごとく、次に掲げるものというふうに、色んな具体的な役職等を明記した後に、それの中から町長が任命するというふうにした方が、より公平で公正な委員の選考になると思うんですがございますけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今、議員がおっしゃいました、そのほかの審議会条例等につきまして、具体的に上げてるケース等は、ちょっと私も確認させていただきましたが、例えば教育関係でありますと、学校の

保護者さんであるとか、区長さんを代表する、学校長を代表される方、そういったことで、個別のある程度絞られた組織の中の、あるいは集団の中からの代表という設定をされておりますが、今回の公有財産利活用の場合、ケースが多面に拡大の可能性がございます。そういうことで、現在はこれまでの運用の大きな課題と申しますか、案件の一つでありますところの公有地としての用地買収等の単価設定ということがありまして、現在は農業委員さんの方であるとか、あるいは司法書士の方であるとか、そういう方々をお願いをして選任をしておるところでございますが、先ほど言いましたように、個別の案件等々も入ってきた場合は、その色んなの事情が異なっておりまして、地域によって、状況が変わってくるケースもございます。この中で、具体的にそういった知識経験をお持ちの方といった部分を固定しておりますと、逆に任命も難しくなっておりまして、ということで結論を申し上げますと、今のまま、原案のとおりでお願いしたいと思っております。ほかの例えばですけど、補助金等審議会あるいは農村地域工業等導入審議会等々、色々審議会がございますが、私が確認した限りでは、他の自治体も含めまして、先ほど言いましたように、教育関係とか個別に具体的に絞られたような案件をするような審議会につきましては、先ほど言ったような具体的な明記もされてるケースもございますが、多くの審議会は、今回の表現のように識見を有する者、そういった表現をされているケースが多い、あさぎり町の条例におきましても、そちらのほうが多いということも含めまして、先ほど申しましたように、現在の考え方は、具体的なそういった区分を明記をするということは、想定をしてないところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（9番 小見田 和行君） 財産とか公有地取得関係に関しましては、専門的な知識を持った方の御意見等は必ず共通して、資格を持っておられる方が、この10人の内に何人かおられた方がその時々というよりも、多分どこにおいても、そういう方が御意見賜るところがあると思うんですね、10人が10人とも掲げるものでなくても、その半分か3分の1位は、すべてこういう条例をいかけた時の審議会の中において、必要となるような資格をお持ちの方は、挿入しておいた方が、余りも漠然として識見を有する者ということで、なかなかその辺のところについては、入れるべきではないかと思うものですから、こういう質問したわけでございますけど、その中に幾らか10人全てではないんですけど、何人か3分の1か半分位は、色々な何とか資格を持ちの方の意見を聞いた方がいいということがあろうと思うんですけど、その辺はいかかですかね。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今議員おっしゃる部分は、当然と申しますか、そういうふうになっております。ただそれは、条例の中に明記した場合には、今度は必ずそのそういった方々を委員に含めないといけませんから、案件によって、例えばですけど、建築士さんと申しますか、そういった専門的な知識が必要な案件であれば、それをお願いするし、今度は土地であればまた違う、そちらの方とか色々出てくると思いますので、ですから、今おっしゃいましたことは、当然選任をする時に当然踏まえまして、その案件ごとに判断をして、そういった今おっしゃいました専門的な知識を持ちの方々を入れていただくということで、当然考えるべきだと思っております。そういった部分につきましては、運営の中で判断をしていくということを一応前提とした今回の条例案ということで考えております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今言われたことと重複するかもわかりませんが、この条例を見て見ました時に、私は、この2条とそれから4条の臨時委員、これについては、私はしっかりと振り分けをした方がいいんじゃないのかなと思います。というのは、今まであさぎり町公共用地取得等審議会というのがあって、今さっきお話のあったように、5名の方を今委嘱されております。任命されておられますよね、固定資産評

価委員会それから農業委員会の会長や、それから農業委員の皆さん方が3人入っておられます。行政からの経験が1人、これについては毎年1回、今回建設林業課になりましたが、町の道路等に関しての取得の単価を決めるということが1番の大きな目的だろうと思うんですね。これは私は大事なことで、毎年1回は当然しなければいかん、それが私は臨時委員になるんじゃないのかなって思ってるんですよ。大きな10人の枠の人たちって言うのは、今回進めようとされている、公共施設等総合管理計画等も当然審議しなければならないと思います。大きな役割を担っていると思うんですね。こういった、私は分ける必要があるんじゃないのかなって、臨時委員については、5人以内としてありますから、今いう人達で結構だと思うんですが、2条についてはもっと広く大きな問題を審議して、基本方針も出さなきゃいかんわけですから、そういうことであるならば、町内に限らずこれはもうあくまでも町内っていう文言が全部入ってますが、私は第三者的な人たちも来ていただいて、審議をしていただくっていうのもあっていいんじゃないかなって、あくまでもこれは全部町内です。全く外部からの人達、調整することもできない状況ですが、あさぎりのこれからの公共施設をしっかりと議論をして、方向性を見出すということは、これは町の総合計画について大きな計画ですから、別々に考えるべきではないのかと思いますが、いかがですかね。その辺りは。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今お話の部分で、町内というふうに言われておりますが、最後のページ、改正後の案の方の第3条の2項、委員は、識見を有する者及び住民のうちからでございますので、住民代表の方は当然住民の代表でございますが、識見を有する者という部分は、町民というふうに限っておるわけではございません。それから前半の方でおっしゃいました部分につきましては、確かにそういう面ございますが、この臨時委員をどういうふう今回の総合管理計画の審議をいただく時に、どういう臨時の設定するかでございますが、仮の話でございますが、総合管理計画等についてを一つの案件とした場合は、当然そこに臨時委員さんを設けることができるわけでございますので、そういった中で、御議論いただく時に今おっしゃいましたことも、反映できるものというふうを考えております。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 私は臨時委員の取り扱い、今言われたように、総合管理計画も臨時委員で対応するっていう話ですよ。今言われた、違うんですか。私は違うような感じがするんですけどね。私は、公有財産の取得管理及び処分に関する基本方針でありますから、1番大事なところは、利活用総合管理計画をつくるという前提においては、10人で私はすることであって、それを臨時委員ですということ、私はおかしいんじゃないのかな。その人たちはもう用が済めば終わりということでしょう、これ。私はそういう軽いものじゃないと思うんですけども。この臨時委員にかける特別な事項というのを、もう1回具体的に列記していただいけませんか。そうせんと、どうも私はこの辺をそちらの都合によって、臨時委員で対応されるような感じがしてならんとですが、臨時委員で協議するものとこの10人で協議するもの、しっかり区別して教えていただけませんか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 総合管理計画を今、策定作業に入っております。そして、条例をどうなるかおいとしまして、審議会にかけて諮問して答申をいただく。それは、おそらく今からずっとある話しじゃなくて、あくまでも今年度の臨時的な事案になってまいります。ですから、私は先ほど申し上げました、その時最終的に判断するんですが、臨時委員さんの方での対応が適切であると思っております。この条例そのものが、総合管理計画を策定するための審議会ではございません。これからずっと今からあっていく色々な案件に対応していくための、公有財産利活用のための審議会でございますので、そのために、今年度中に策定を予定しております総合管理計画という案件がある、そういった場合は、今年度の臨時的な案件でございますので

で、臨時委員さん、もう一点は、臨時委員さんをお願いする案件につきましても、今回の条例で言いますところの3条、審議会は、10人以内で組織する。この10名の方も入られて、臨時委員さんを5名としますと15人で議論をいただく形になりますので、繰り返してございますが、今回の条例は、総合管理計画の審議をしていただくため、それだけを目的とした審議会でございますので、今議員おっしゃいますような、そちらを主に持っていくというような考え方は、この案としていないところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

●総務課長（小谷 節雄君） どうも私は理解できないんですが、公有財産の取得、管理及び処分に関する基本方針を定めるというのがあるんです、1番最初に。それは、当然総合管理計画の中には、これが1番大事なところですよ。それを今回総合管理計画の中ではしっかりと、うたいこむわけでしょ。今度は、どの施設はどのようにしていく、解体するなら解体、長寿命化計画でやるんだったら、その施設はそうしていく。基本方針を定めるような大事なところは、臨時委員で対応するんですか。これだけを目的とするって、私は理解してないんですよ。それだけの問題じゃないということは分かっていますが、1番大事なところは少人数で審議会臨時委員で対応するという話をされるから、私はそういうふうに説明を聞いて受けとめてるんで、こんな大事なのが、1番上の10人以内これが今言われるように5人になるかっていう話もあるんですけど、もう少し私がちょっと理解不足かもわかりませんが、説明いただけませんか。

◎議長（山口 和幸君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 私が今、議員のおっしゃることの理解不足かもしれませんが、あくまでも10人の正規委員、これは必ずその審議会においては、審議会に加わっていただきます。全ての案件において。基本方針の策定においてもそうです。それから現在までやってきました、町道の用地買収に係る買収単価はどうか、それらもその年次ごとの案件として、審議をしていただきますのでその案件にもその10人の方は加わっていただきます。正の10人の委員さんも。そして総務課長の方の説明がちょっと勘違いされた部分もあるかもしれませんが、5名の臨時委員さんというのは、その案件よっての必要性を認めた場合にプラスアルファで審議に参加していただくというふうに私どもは、この審議会を設置したいというところで、条例案を制定したいという提案でございますが、いかがでしょうか。あくまで10名の方は、その審議において正規の委員として参加をしていただくことが、これはもう否定するものでございませぬ。5名で審議をするということが、まず逆にあり得ないというふうに、私はそういうふうに理解をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。5番、久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 4条の審議会に特別な事項を調査審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができるとなっております。この部分で、この特別な事項というのは、その審議会が行われ始めて、これは必要な特別な事項だなと審議会が判断して、新たに臨時委員を置くのか。もしくは、最初に審議会に沿った事項が特別な事項であることを町長が判断して、臨時委員会を置くということを決めるのかということが見えないんですけれども、お答えをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 第3条の2項に、委員は、識見を有する者及び住民のうちから町長が任命するでございます。そして、臨時委員会4条の中の第3項で、前条第2項の規定は、臨時委員に準用するということで、臨時委員さんにつきましては、町長の任命でございます。ですから、今の御質問に関しますと、どの段階かは通常は、もう事前に町長の判断で臨時委員という任命をなされると思いますが、仮の話ですけども、いや、この案件はどうしても個別の案件があるからというケースが、仮に出て来て、その段階で町長がそういう審議会の御意見でそういうことも必要だということがあったと仮にしましたら、その時は町長が

判断して必要であれば、任命をするというケースもありうるかもしれません。どちらかに固定をしたという
ような、いつしななければならないとか、そこは限定はしていないところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） では、基本的に町長が先に任命をすると、その各事案に対してということであって、また特別じゃなく、通常のものでも審議会が行われて、その中で審議会の皆さんが、これは特別な事項に当たるのではないかと思われた場合は、町長にその旨相談して、臨時会を置くことができるというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 私が申しました、この案をつくる段階ではそういう今おっしゃいましたような前提で想定をしております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第3号、あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第3号、あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により、あさぎり町として独自に個人情報利用する範囲を規制するための本条例の一部を改正する必要がある。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議案第3号は、大変長い名称になっておりますが、通称は個人番号法とかマイナンバー法と言われているという法律がございますが、その運用の中でその番号法に定めてございます、その利用できる事務がございます。福祉関係から税関係、色々多岐にわたっておりますが、その法定事務以外のあさぎり町として、独自に行政事務に利用する場合には、条例で定める必要がございます。併せて、そういった条例に定めた事務に関しまして、来年でございますが、平成29年7月以降に今度は地方公共団体間でのそういった情報の連携、利用がシステム電算の中で活用ができるようになります。そのためにも、その条例に定めておかないと、そのシステムを利用できない。逆に言いますと転入転出の色々な個人番号に関しましてところの情報が利用できなくなる。ひいては結局それぞれの申請される方々、色々な福祉関係含めまして、手続きをされる場合にその利便性が損なわれてまいります。ということで、そういったことができるよ

うにするための、この条例に明記するというのが今回の改正の目的でございます。具体的な内容は新旧対照表の方で御説明をいたします。3枚ほど開けていただきまして5ページからでございますが、新旧対照表の改正後右側でございますが、4条にうたっておりますのが、独自利用の事務の法第9条第2項の条例に定める事務というのが、独自利用の事務でございますが、これを別表第1でうたっておりますが、その改正でございます。別表の方は後ほど御説明いたします。4条の2項が別表第2で書いてございますが、独自利用するための庁内連携、役場内庁内連携に利用できるための個人情報の内容を別表第2でうたっておりますが、これもまた後ほど中身は説明いたします。下から3行目でございます。特定個人情報の提供、第5条でございますが、法第19条第9号の条例で定める云々、これが他の機関への提供、これはあさぎり町内で今回のケースは具体的には教育委員会と町部局との関係でございますが、これも後ほど別表で御説明いたします。開けていただきまして、別表第1でございますが、これが具体的に法定事務以外に町が独自に個人番号を利用できる事務を今回明記したものでございます。町長部局で、期間として5番目までが町長になっておりますが、右側の欄の事務という欄の中で、それぞれ1番目は子供医療の助成に関する条例による医療費助成に関する事務ということで、2、3、4、5の介護保険の保険給付の支給云々という、そういった事務までございます。6、7、8日が教育委員会の事務でございますが、これも事務内容はこの表に書いてあるとおり、この8項目の事務を、今回追加をするものでございます。その下別表第2につきまして、利用できる情報の種類で、先ほどの別表第1の中で、この一番右側の特定個人情報、中ほどの事務、例えばあさぎり町子供医療費の助成に関する条例の云々という、この事務には特定個人情報、右に書いてあるこういった情報利用することができる。というふうに、この表は見て頂ければと思います。これもずっといきまして、8ページの方まで同様にご覧いただきたいと思います。9ページ別表第3につきましては、他の機関への情報提供でございますが、教育委員会が照会をかけて1番目、教育委員会で照会をかけて、町長部局に情報提供を求める事務ということで、事務は1番目が就学援助に関する事務で、1番右端が特定個人情報はこの四つの個人情報について照会をかけて、町長部局が提供することができるというふうに、この3項目についてうたっておるものでございます。この別表の変更を条文の中にそれぞれうたっておりますが、具体的な中身は今言いましたとおりの別表の中身の変更追加明記でございます。条例改正案の最終4ページでございますが、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから、議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第10号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第10号を提案いたします。あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例を別紙の通り制定することとする。提案理由を申し上げます。国会議員の選挙等の執行経費に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますよう、よろしくお願いいたします

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 御説明いたします。今回、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と併せて、公職選挙法も一部改正を載せております。その関係で、今回条例の改正をお願いするわけですが、若干法改正の中身を申し上げますと、公職選挙法の一部改正につきましては、よく言われております選挙年齢の18歳の繰り下げと申しますか、これが今月6月19日から執行されます。あと、それ以外で共通投票制度の創設、あるいは期日前投票時間の弾力的な設定、そういったものが出てまいりましたが、この共通投票所制度と申しますのが、今投票場を指定しておりますが、例えばあさぎり町で1カ所どなたでも投票できますというような投票場を設置することができるという新制度でございます。これにつきまして色んな課題がございますので、結論から言いますと、あさぎり町はまだ適用をしないわけですが、法が改正になりました関係で、今回の条例改正の最後の新旧対照表でございますが、条文が根拠方法、例えば別表第1の8項で報酬の額の欄、改正後がそれぞれ法第14条第1項2号、第4号第5号ということで、条文のずれが出てきております。ということで、条例の改正案の中身は法の改正によりますところの、この条文のずれということで、結果的には何らあさぎり町としましては、変更はないわけですが、その理由といたしましては、先ほど申しましたように、そういった公職選挙法が改正なった関係で、こういうことで条例の改正をお願いするというところでございます。以上よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第4号、平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第4号を提案いたします。平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第2号）について、平成28年度あさぎり町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,052万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,02万1,000円とする。詳細につきましては、担当課長それぞれ説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成28年度一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。1ページをお開けいただきたいと思います。第1条第2項より読ませさせていただきます。2項、歳入歳

出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。5ページをお開けいただきたいと思います。第2表 地方債補正、変更ですけれども、起債の目的、道路整備事業、補正前が1億7,370万、補正後が1億3,500万となっております。起債の方法、利率、償還の方法については変わりません。これについては、国庫補助金が、今回は減額されたということで、事業費の見直しを行って起債の調整を行ったものです。それから、8ページをお開けいただきたいと思います。歳入です。企画財政課の分だけを説明させていただきます。2段目の目1地方交付税、補正額34万6,000円。、計の45億4,114万3,000円。普通交付税を34万6,000円増額で計上しております。本年度の普通交付税の見込み額ですが、46億4,231万7,000円ということで、今回補正をしました。残りが3億117万4,000円が留保財源と見込んでおります。それから9ページの方に移りまして、これも2段目ですが、目2利子及び配当金、補正額が4,348万2,000円、合計の9,736万7,000円となっております。財政調整基金利子2,174万1,000円。それからまちづくり基金利子2,174万1,000円を補正しているところです。これについては、政府保証債の売却を行っておりまして、それで売却益が出たものです。それから歳出の方に入りまして、12ページをお開けいただきたいと思います。2段目になりますが、目7企画振興費です。補正額が192万円となっております。内容としましては、地域公共交通会議委員報酬を23万7,000円。それから、下の方旅費6万1,000円費用弁償です。これにつきましては、地域公共交通会議の時の報酬と費弁というふうなことでございます。一応、会議の回数を5回程度見込んでおります。この中であさぎり町の支線の部分の道路の支線の部分の検討を行っていくというふうなことになります。それから、節12役務費、郵送料18万円、これについても今回の公共交通の支線の部分の見直しということで、一応アンケート調査を行いたいということで、その切手分として18万円を組んでいるところです。それから目8電子計算費211万円。計の8,272万2,000円。節19負担金補助及び交付金となっております。内容としましては、社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム利用負担金として211万円を計上しているところです。これはマイナンバー制度によりまして、今改修を進めておりますけれども、この中間サーバーは、全国で2カ所設置をされておりまして、東の方と西の方2カ所に設置されております。この中間サーバーというのは、各市町村の電算関係システムを改修すると多額のお金がかかるというふうなことで、コストあるいはセキュリティーの面を考えまして、全国で2カ所にこの中間サーバー、プラットフォームを設けまして、そこに現在の業務システムのデータ等を副本として、そこで管理しまして、そこから色々データを取るというふうなことでございます。そのための利用料としまして、211万円を計上しているところです。今現在まだテスト中というふうなことでございます。それから目14基金費です。4,348万4,000円、計の2億6,730万4,000円となっております。節25積立金としまして、先ほど歳入の方で申し上げました部分を、ここに積み立てておるところです。まちづくり基金積立としまして2,174万2,000円、それから財政調整基金積立金としまして2,174万2,000円となっております。以上、企画財政課所管分の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(小谷 節雄君) 総務課分、御説明いたします。9ページをお願いいたします。9ページの1段目でございますが、県支出金の中の、総務費県委託金、参議院議員通常選挙費委託金でございますが、見込み額が増になります。これは具体的には、今月の22日に公示予定でございますが、通常でありますと23日が公示日でございますが、ちょうど沖繩慰霊の日に当たる関係で、1日選挙期間が増えるということで、当初予算ではその分を想定しておりませんでした関係で、1日分の経費が増えるということで、県の委託金

の増になるものでございます。歳出11ページをお願いいたします。目1議会費でございますが、2、3給料、それから節2節、3職員手当でございますが、あと節の4共済費等含めまして、今回の補正の中で特別会計も含めまして、4月の人事異動に伴いますところの各費目間ごとの職員給に関します節につきまして調整をいたしております。今言いましたように具体的には、節2節3そして節4につきましては、そういうことで特別会計、一般会計間も含めまして、それぞれの調整ということで、トータル的には一部を除いて、その増減はあっておりません。ということで、今後節2節3節4につきましては、そういう内容ということで、以後の各費目の説明は割愛をさせていただきます。議会費につきましても、以上同様でございます。節18備品購入費でございますが、これは議会用のヘルメット購入費ということでございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、防災服購入補助ということで、新しい議員さんお2人の防災服と併せて、夏用の防災服ということで、全16名の議員さんの購入補助金でございます。款2総務費の目1一般管理費につきましては、人件費でございます。12ページ目6財産管理費でございますが、節1報酬につきましては、先ほど御議論いただきました公有財産利活用審議会委員報酬54万の増でございますが、節9旅費13万8000円費用弁償と合わせましてでございます。今回15人の委員さんにつきましての9回分ということをお前提といたしましての報酬及び費用弁償の計上をさせていただきます。節13委託料でございますが、事務機の保守委託料これは購入後の保証期間の終了によりますところの保守委託契約が必要になってまいりますので、委託料18万6,000円の計上でございます。13ページ、中ほど目3参議院通常選挙ほど、歳入で申し上げましたが、公示日の23日から22日の移行によります1日分の費用の増を計上させていただきました。それから飛んでいただきまして20ページ中ほど下、款8消防費の目4防災管理費でございますが、節3職員手当、9旅費、11需用費、いずれも現在行っております被災地への職員の派遣に伴いますところの経費の追加でございます。現在は、被災直後の専決処分の中での経費対応といたしておりますが、今回想定しておりますのは、3人の派遣を今後も継続するというので、ひとまず9月末までを3人体制で続けるという前提での費用を計上させていただいております。ただ現在の状況は相手方の都合もございまして、若干派遣を今1名に減らしております。減らしてと言うか、要請が今1名に今現在減っております。ただ、これは今月末までの予定でございまして、7月以降はまだ定まっております。ということで、先ほど言いましたような3人体制を一応想定をした計上でございます。節18備品購入費につきましては、そういった状況でございまして、統一した夏用の体制できないということで、夏用の防災服をまた新たにでございますが、整備をしたいということで、全職員分の夏用防災服の予算計上させていただいたものでございます。それから、飛んでいただきまして23ページ以降、給与費明細書がございます。給与費明細書につきましては、下から2段目の職員数の8、その他特別職8、報酬66万8,000円が増でございますが、これは公有財産の利活用審議会あるいは地域公共交通会議の委員さんの増、農業支援センターの委員さんの減等のプラスマイナスで集計上8人の増額として66万8,000円の増というものでございます。24ページ以下一般職がございますが、1点だけ御説明いたします。24ページの下欄、職員手当の内訳の中ほど、時間外手当91万の増でございますが、これは参議院議員の選挙費の増、それと先ほどちょっと申し上げました、派遣職員の被災地への派遣等々が時間外手当の増でございます。それ以外の分につきましては、若干の増減ございますがトータル的には、扶養手当等は対象者の減、勤勉手当、期末手当につきましては一般会計と特別会計の移動等も含めまして、この表では若干の増が出ておるところでございます。以上が給与費明細書でございます。総務課分、以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 説明の途中ですが、暫時10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） それでは、税務課所管分について御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。1番上の欄の目2手持ち品課税、補正額1,000円でございます。平成28年4月1日より新たに手持ち品課税が制定されたことによりますところの目の新設でございます。税務課所管分は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 町民課所管について御説明申し上げます。歳出です。15ページをお願いいたします。最下段になります。款4衛生費、目3環境保全費、開けていただきまして16ページをお願いいたします。節11需用費の消耗品費でございます。10万円です。生ごみ分別収集堆肥化事業への参加事業者の増によりますところの、事業者用の生ごみ回収用たる20個分の購入費用でございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） 生活福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。8ページをお願いいたします。8ページの3段目でございますけれども、目2民生費国庫補助金、臨時福祉給付金給付補助金2,530万円を計上しておりますけれども、これは平成28年度臨時福祉給付金給付事業に対する国庫補助金1,330万とそれから年金生活等支援臨時福祉給付金給付事業に対する国庫補助金1,200万を計上しているものでございます。補助率は100%でございます。事業内容については、歳出の方で説明したいと思っております。14ページをお願いします。14ページの最下段でございます。目8臨時福祉給付金等給付事業2,530万計上しております。これは先ほど申しましたとおり、給付金事業を行いますけれども、事務費として節3から13まで、130万円計上しております。それから節19、次のページでございますけれども、臨時福祉給付金で2,400万計上しております。まず、平成28年度臨時福祉給付金給付事業ということでございますけれども、これは消費税の引き上げ5%から8%に引き上げたことによります影響を緩和するために実施するものでございます。対象者は、平成28年度住民税均等割が課税されてない方4,000名を見込んでおります。対象者1人につき3,000円を給付金として給付するものでございまして、1,200万計上しております。それからもう一つは、年金生活等支援臨時福祉給付金給付事業、これも昨日の一般質問でも説明もしてありましたけれども、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援ということでございます。対象者は、平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、障がい基礎年金または遺族基礎年金を受給される方を対象にしております。ただ平成28年度、今現在行っておりますけれども、高齢者向けの給付金の対象者は除くということで400名を見込んでおります。対象者1人につき3万円を給付金として、給付1,200万を計上しているものでございます。それから議員の皆様にもお手元に、平成28年の6月17日あさぎり町議会第2回会議一般会計補正予算説明資料A4の横の資料をお上げしております。これまでの臨時福祉給付事業、それから今回補正を上げた事業等を年次ごとに上げております。今回の補正は、④と⑤の事業を補正計上させてもらったものでございます。これにつきましては、補正を行いました事業につきましては、10月を目途に支給開始を決定したいと思っております。以上、生活福祉課所管の補正予算について説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 農業振興課所管分につきまして説明いたします。歳入からとなります。9ページの方を開けていただきたいと思っております。3枠目の目4節1産業活性化基金繰入金ですが、867万2,000円の減額ですが、当初予算でお願いしておりました農業支援センター事業費の全額700万円と、あ

さざり薬草部会への機械購入支援の一部となりますが、867万2,000円を減額するものです。続きまして歳出となります。17ページをお願いします。目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金で、薬草栽培事業補助金167万2,000円の減額ですが、当初あさざり薬草部会に対し、両面すそ落とし機械3台、刈りならし機械5台、根掘取機械2台、根掘用振動機械2台を産業活性化基金から247万5,000円をお願いし、2分の1の補助で導入予定しておりましたが、根掘取機械の改良と販売までに最低でも2年を要することが判明したため、当初計上しておりました根掘取機械2台と関連して使用する、根掘取用振動機械2台の導入を取りやめ、今回の部会への補助金を80万3,000円とするものです。あさざり薬草部会への支援につきましては、今後も導入計画を予定しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。次に、目9農業施設管理費、節11需用費の修繕料ですが、深田定住センター高圧気中開閉器取り替えとして49万5,000円の追加をお願いするものです。定住センターの電気設備につきましては、電気保安協会へ点検をお願いしてるところでございますけど、今回点検で漏電による感電死亡事故や、電気火災発生のおそれがあることが判明したため、修繕を行うものです。この装置は、電力会社の配電線への供給使用事故を防止するために、設置をされているものでございます。最後に目20農業支援センター事業費につきましては、当初予算で産業活性化基金を700万円充当し、事業をお願いしておりましたが、平成27年度の加速化交付金事業として採択をされましたので、その補助金を活用し繰越明許により事業を行うため、全額を減額するものです。以上で、農業振興課分につきましてはの説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 商工観光課所管の補正予算につきまして説明いたします。歳入の9ページをお開き下さい。下から2段目の諸収入、目雑入ですけれども、説明の欄に2行ありますけれども上段の方です。長寿社会づくりソフト事業費交付金、この交付金につきましては、財団法人地域社会振興財団より交付金が出るものです。地域社会の活性化及び宝くじの普及広報にかかる目的として、地域で実施されるイベント事業に対する支援を行うための地域イベント助成事業であります。95万4,000円を計上しております。歳出ですが、19ページをご覧ください。1番上段です。商工観光費の目、商工総務費です。19負担金補助及び交付金、説明の欄で店舗改装事業等助成金500万。地域イベント補助金95万4,000円。店舗改装事業等助成金につきましては、当初予算で500万を計上しておりましたが、現時点で6件の申請がありまして、498万6,000円の支出が予定されております。今後3件は申請を予定されておりまして、さらに申請が増えることも予想されますので、500万円を計上させていただきました。下段の地域イベント補助金につきましては、先ほど歳入で説明いたしましたけれども、ウィンターライトフェスティバルの運営経費及びイルミネーション購入費に充てることにしております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 建設林業課所管分について説明いたします。5ページをお願いいたします。地方債の補正でありますけれども、先ほど企画財政課長から説明がありましたけれども、3,870万円を減額して、限度額を1億3,500万円にするものでございますけれども、国の補助金社会資本整備総合交付金の配分が予定の額より大幅に少ない内示であったために、それに伴い起債額を減額補正したものであります。次に8ページをお願いいたします。下から2枠目、目4土木費国庫補助金でございますけれども、平成28年度の道路改良費補助金の割り当てが、先ほど申しましたとおり、内示が4月にありましたけれども、申請額の約60%、1億5,685万円の配分内示であったために、1億411万2,000円の減額補正を行うものでございます。1番下の枠の目4農林水産業費補助金、森林病虫害防除事業補助金でございますけれども、本年度の防除事業補助金の県単価の増額により補正するものでございまして、ヘクター当たりの補助単価が、1,486円値上げされましたものに伴うものでございまして、総額8万8,000円の増額でございま

す。補助率は75%でございます。次に9ページの最下段でございます。道路橋りょう債3,870万円の減額でございます。起債の補正で説明してしましたとおり、国庫補助金の減額内示によりまして、全体では事業量の見直し、縮小による減額補正をするものでございます。次に、歳出をお願いいたします。18ページをお願いいたします。中ほどでございます。目5森林病虫害防除費、ただいま歳入で説明いたしました、松くい虫防除に係る補助金の増額により財源を更正するものでございます。次に19ページです。下から2枠目、目2道路維持費でございます。このことにつきましても、交付金の減額配分によりまして、舗装・補修工事で当初7路線、路線合わせまして2億円を予定しておりましたけれども、事業費の見直しにより今回1億200万円を減額するものでございます。次の欄の道路新設改良費、委託料でございます。町道上手中島線の線形見直しに係る設計委託料を追加し、増額補正するものでございます。50万円でございます。その下の道路改良費、同じく設計委託料900万円の増額でございますけれども、須恵中央線にかかる橋梁部の詳細調査設計及び今井中学校線の線形見直しに係る設計委託料を新たに追加し、増額補正をするものでございます。その下の道路工事請負費、減額の5,700万円でございます。当初予算におきまして、国の交付金を活用して、道路整備1億1,800万円を予定しておりましたが、歳入でも説明したとおり、大幅な交付金の減額配分に伴い、歩道整備工事費5,700万円を減額するものでございます。以上で、建設事業課分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、上下水道課所管分について説明をさせていただきます。歳出の16ページをお願いいたします。1段目の目9簡易水道費の増額でございますが、職員の異動に伴う、簡易水道事業特別会計予算の補正によりまして、不足する一般財源として繰り出すものでございます。続きまして20ページをお願いいたします。2段目の目1下水道費の減額でございますが、これも職員の異動に伴う下水道事業特別会計予算の補正によりまして、歳入が超過となりますので、繰出金を減額するものでございます。上下水道課分につきましては以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） それでは、教育課所管分について説明申し上げます。8ページをお願いいたします。1番下の段、目6教育費県補助金、節1教育費補助金55万円でございます。学校体育・健康教育関係研究推進校補助金10万円でございますが、昨年度から免田小学校で取り組んでおります県の学校給食、食育の研究に関する事業補助金でございます。次の小・中学校等における起業体験推進事業補助金45万円でございますが、この事業は起業家精神、いわゆるチャレンジ精神、探求心と起業化的資質、能力、いわゆる情報収集や分析力、コミュニケーション能力などを有する人材の育成を図るとともに、望ましい職業感や勤労感を育てる、育成することを目的に行う事業でございます。事業期間は来年3月1日までで、深田小学校が実施校となっております。9ページをお願いいたします。下から2段目、節1雑入の下の行です、学校給食・食育推進校補助金20万円でございます。先ほど御説明申し上げました、免田小学校で取り組みます学校給食・食育に関する研究事業で、県の学校給食会から交付される補助金20万円を計上しております。歳出です。21ページをお願いいたします。1番上の段、節11需用費、消耗品4万4,000円でございますが、これは学校保健安全法施行規則の一部改正及び児童生徒等の健康診断マニュアルの改定に伴いまして、小・中学校6校分の健康管理システム、教育ソフトいわゆる生徒の健康管理システムですが、健康診断等の様式等のバージョンアップをするものでございます。その下の段、節8報償費から節12役務費までの合計補正額75万円でございます。歳入のところで説明いたしました、免田小学校で取り組みます学校給食・食育の研究に関する事業分30万円。それと深田小学校が実施校となっております起業体験推進事業分45万円を、それぞれ免田小学校、深田小学校からの実施事業費として必要経費を計上しております。1番

下の段の最後の行になります。節19負担金補助及び交付金ですが、公民館等施設整備費補助金58万2,000円を計上しております。今回補正を計上いたしましたのは、3月4月の総会等を得て取り組むことになりました六つの分館分の施設整備費の補助を行うものでございます。22ページをお願いいたします。最上段の節14使用料及び賃借料22万7,000円でございます。免田地区築地にあります町指定文化財、築地熊野神社の本殿及び薬師の現状を把握調査するもので、そのための足場機材の借上料を計上しております。調査には、球磨工業高校の建築課及びヘリテージマネージャーと申します古建築の専門建築士、今御協力いただきながら、お願いしたいと思っております。今回の調査におきましては、まずは現況を把握すること。そして、今後予想されます修理保存のための資料、さらには実施主体となります地元との協議資料としての検討材料とするものでございます。教育課所管分は以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) 説明漏れありませんか。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。久保議員。

○議員(5番 久保 尚人君) それで3点お聞きします。まず2ページの財産運用収入の補正額ですね。以前から長期債を売却していくというようなお話だったので、随分運用の方法も変わってきているのかなと思いますので、現況をお知らせ願いたいと思います。それから、17ページの農業振興費に絡みまして、薬草の工場の建設を進めるに当たりまして、庄屋地区の方に説明会を行っていただいております。今回の事業、多くの予算が伴う事業でありますので、今後どれだけ町に貢献していくのかという事業プランを示してほしいというお話が、住民の方から出ていたと思うんですけども、これをいつまでに示していくのかということをお聞かせ願いたいと思います。それから20ページの防災管理費、下から2枠目、現在1名の方が被災地に支援に行ってます。今後3名にするということで予算組みをされておりますけれども、この業務内容というものは、どういうものになっているのか。それから、これは同じ人が行ってるのか、それとも交代で様々な方が派遣されておるのかのところをお聞きしたいと思います。

◎議長(山口 和幸君) 会計管理者。

●会計管理者(上淵 幸一君) 財産運用収入の件のことですが、これまで長期債、特に20年債を中心に運用してきておりますが、満期が平成42年とか46年度位に、満期を迎える債券というものが主でした。今年度から基金を取り崩ししての財源充当が必要になるということで、それぞれの基金、特に財調とかまちづくり等からの基金充当というような財政運営になってまいります。その中で、どうしても債権のほうから金額を捻出しなければならないというような必要性に迫られてまいります。そういうことで、満期の時期を引き寄せるという方法とかが必要になってくるということで、これまでも御説明申し上げてきたかと思いますが、その関連でこれまで、まちづくり基金、それから財政調整基金に不足しておりました政府保証債のそれぞれ5億ずつを取り崩して言いますか、売却しまして、それにかわる満期が短いものに入れ替えたというようなことでございます。その結果、売却益が2,142万ほどずつ、同じ金額を出しておりますので、同じ金額で財産運用収入が入ってきたというようなことでございます。今回はそういうことで手始めにやっておりますが、今後も債権の方から、どうしても充当しなければならないというような、年度もありますので、そういった年度に向けて、同じような形で、ちゃんとその資金が確保できるようにそういった手続を進めておるところでございます。以上です。

◎議長(山口 和幸君) 農業振興課長。

●農業振興課長(甲斐 真也君) 薬草関係につきまして今後のスケジュール等につきましては、現在薬草合同会社等にも、これからの事業計画とか取引をいただいております業者の方々に、5年10年先の薬草の収量等の買入れ関係の量とか金額とかは、今また精査していただいているところでございます。地元の住民の方々への説明につきましては、薬草加工所の設計がある程度できたところで説明したいというふうに、前回

の4月の説明では伝えておりますので、大体8月の下旬位に説明をしまして、その後また深田地区関係の方々に皆さん寄っていただいて、全体的な説明を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 被災地支援につきまして、状況を報告いたします。まず業務内容といたしましては、当初の南阿蘇村、現在益城町の方が変わっておりますが、いずれも県の市長会町村会を経由いたしましての自治体からの要請に答える形での派遣でございます。ということで、具体的な業務内容は、いずれも窓口対応業務、被災者の方々の被災証明等と色々な窓口対応業務が主でございます。この内容も当然と申しますか、被災自治体の方での割り振りと申しますか、その中で現在そういう対応をいたしております。これはずっとそれが続くかと言いますと、何回も言いますが、あくまでも要請に基づいての業務でございますから、変わる可能性がございます。現在の要請、派遣内容は6月一杯を一つの区切りで今行っております。体制につきまして、当初南阿蘇村につきましては、3人の派遣を行ってまいりました。被災直後でございますので、道路状況等もまだ悪うございました関係で、3泊4日のローテーション体制を3人派遣をいたしてまいりました。その後、益城町に派遣先が変更と申しますか、変わりましたので、その時点で道路状況も若干良くなったということを含めまして、益城町につきまして3人体制の日帰りという体制でスタートしております。その後、要請人数が1名に減りましたので、現時点では1名の日帰りという体制で派遣業務も行ってまいります。これは土日も含んで連続して、ずっとその体制を続けております。先ほど申し上げましたとおり、ひとまず6月一杯は、その体制で続けるということで、その後については、まだ今後の調整の中で行っていくものと思っております。併せて、今度は他県を含めましての他自治体からの派遣がだんだん引き上げが始まっております。当初は充実しておりました保健師の業務、が、それぞれ保健師の不足が出てまいりまして、保健師の派遣要請がまた来ております。それにつきましては、あさぎり町の中での対応が可能な範囲の中で保健師の派遣も並行して進めているという状況でございます。現在の状況、以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） それではまず財産運用の方ですけども、なかなか今、債権の方も混沌とした状況になってきてますね、マイナス金利となってきたりと。なかなか長い債権というのは、私は非常に危ない部分もあると思いますので、できればそう長い分から売却していただいて、それでなるべくリスクの少ない運用に変えていただくというのは基本的に持っていたきたいとお願いしたいと思っております。それから、葉草の方ですけども、8月の下旬にまた説明会をされるということですので、その中でできる限りその細かいプランを示していただいて、地元の方がより納得できる形で進めていっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。それから被災地支援についてなんですけれども、これが今やってる支援の方が窓口対応等になるということで、なかなかこのような形の支援であれば、私どもの職員が、もしもこの町が被災した場合に、様々なノウハウを蓄えるっていう部分が、できないんじゃないかなと思っております。以前、東日本大震災の時に、東松島市に早田主幹を送りましたけれども、様々なところの仕事を経験されて、もしもうちの町が被災した場合に、本当力になってくれると思うんですよ。それだけ長い時間行っていたと。そのように、もしかして我が町が被災した場合に、様々なノウハウを活かしていただける人材が、せっかくこうやって支援に出すんですから、そういうノウハウを持って帰っていただけるような支援の仕方っていうのを、今後考えていただきたいと私は思ってるんですけれども、この支援についてだけお伺いします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 結果として、あさぎり町の方に、今おっしゃいましたようにノウハウ等が蓄積されるということは、大変重要なことかと思っておりますが、先ほど申し上げましたが、現時点では、あくまでも被災自治体の要望に応じて、それを調整を県の町村会がやって、そしてあさぎり町に、こういう業務で、ど

ここの町どここの村に何人ということが来ております。ですから、主はそちらでないと、当然ですから、こういう業務をしたいとか、こういう業務だったら行けますとかいうのは、こういう職種だったら対応できますというの、1番最初に町として意向を出しました。その中で保健師の方も含めて、県の町村会の方に報告をいたしております。その結果として、先ほどちょっと触れましたが、一般の窓口業務以外も色んな当初の保健師業務に限りますと、当初は、他の都道府県も含めまして、かなりの応援体制があったんですが、だんだん不足してきたから、保健師不足が出てくるから、あさぎり町もお願いしますという形で、最近また要請がきたということで、あくまでも要請に答えての派遣でございます。現時点では、ということが現状でございます。ただ先ほどノウハウの蓄積というお話ございました。今後、長期の例えば半年1年の、そういった派遣についても、まだ具体的な要請は来ておりませんが、それに対応できるかというような調査等が今、始まっております。ですから、恐らくいつまでとは分かりませんが、少なくとも数年のスパンでの要請はあると思いますので、その中で今議員おっしゃいましたことは、あさぎり町としてもできる範囲で、今後あさぎり町の事情も含めて、検討して対応していくべきものと思っております。東日本大震災に関しましても、現在もまだ派遣要請は来ているわけでございます。そういう状況ですので、長いスパンで自治体間の応援支援は対応していくべきものと思っておりますので、久保議員おっしゃいます部分については、今後その中で、町の意向も含められる部分は、取り入れていくべきものかというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） それでは、そういうふうに要請があった場合は、是非その部分を含めまして、検討いただきたいと思っております。それと現在、日帰りで対応している部分ですけれども、これも行かれる職員の方々は使命感を持って、ただ受付なら受け付けをするだけじゃなくて、周りのこともよく見ながら、本当に自分のところが被災した場合には、どういうことを考えないかのかとか、そういう部分も十分に、行ったら体を動かすだけじゃなくて、もっともっと踏み込んだところを考えていただきながら、活動していただければと、より有意義なものになるんだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。久保田議員。

○議員（14番 久保田 久男君） 1点だけ伺いたいと思っております。総務課長に伺います。参議院議員通常選挙が行われるわけですが、今回から選挙年齢が18歳まで引き下げるということで、初めての選挙になるわけですが、今回の選挙について選管で、引き下げられることによる啓発活動というか、何か具体的なことが行われているのか伺いたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 国全体あるいは県そういった中での啓発活動それぞれなされているようですし、場合によっては対象となる生徒さんがおられる高校とか、やれるケースも色々新聞等では、私も見ておりますが、あさぎり町の中で具体的にというような、将来的な予備軍ということではもしかすると中学校辺りでの対応がされてるかもしれませんが、選管として特段大きな具体的にというのは、私が今把握している範囲では、あさぎり町選管として、あさぎり町としては、大きな動きとしてはしておりません。ただ、球磨管内の管理委員会の中での連絡協議会の中で、そういった啓発かつ活動もしたらいいんじゃないかなということで、例えばですけど新聞広告等の中で、そういった広告記事等を出したらどうかという話も一部あったわけですが、それも最終的には実現をいたしておりません。ということで、結論から言いますと、現時点では特段大きな取り組みというのはいたしておりませんが、例えば広報の中では、そういった部分は若干は使っております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 近年、投票率が段々低下していると聞いてるわけですが、その中で先ほ

どの議案15の中で、共通投票所ですか、これが設置できるということでございますが、メリットとしては、投票率向上にはかなり効果があるのかなと思っておりますが、デメリットとしては、経費的な面が出てくるだろうと思っております。先ほど総務課長の方から、あさぎり町としては、今のところ設置するような考えはないということでしたが、当面ないのか、数年後にはやる設置するという考えがあるのか、ちょっと伺いたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 共通投票所につきましては、あさぎり町の場合のメリットの大きさ、デメリットの中で、例えば、大きな都市というのは語弊があるかもしれませんが、例えば公共交通機関等を使っての通勤をされるような方の割合が多いような所は、例えば駅前そういう通勤に使われるような交通要素にあるような駅前とか、共通投票所を設置する、期日前も含めて、期日前は1カ所、あさぎり町はやるわけです、そういうことを含めましての利便性向上によって、投票率アップというので、考えられるんですが、あさぎり町の場合は、そうした場合の割合と申しますか、そういう意味では低いんじゃないかなというふうなイメージもございます。デメリットは、先ほど触れられましたが、経費がかかります。まず受付一カ所で投票されて、次の所でまたというのは、二重投票を防ぐためには、その名簿の投票済みの状態を、瞬間瞬間でオンラインで結んで、どの投票場でも確認できるようなシステムをきちんと整備しないと、二重投票を防ぐことができないという、選挙の場合はそれを二重投票なんかが出ましたら、投票の信頼性が失われますので、そういった部分をきちんとやるためには、経費がかかるということで、結論から言いますと、まだいつまではしないとかそういうこと決めてあるわけではございませんが、ひとまず当面は、やる方向には進まないというふうに現時点で考えております。

◎議長（山口 和幸君） 質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 一点お伺いいたします。2ページと19ページ、道路維持費関係の大幅な減額について質問いたします。国の補助金が当初より6割ほどしか交付できなくてかなりの減額でございますが、これ当初予算を組まれる時に、こういうふうな状況を見込めなかったのか、また国の事情は制度の改正なのか、それとも補助申請する町の方の色んな事情によつての6割の交付なのか。その辺のことについて伺いたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 国の交付金の大幅な減額についてでございますけども、一因といたしましては、県下一斉に始まった、橋梁補修あるいは道路舗装の要望額が県全体で大きかったため、それに応じた配分というふうに伺っております。その結果が60%ということでございます。当初におきましては、2億円というような総事業費で想定しておったわけでございますけども、同事業の要望が集中的に熊本県下一斉に、今度の熊本震災以前の話でございますけども、そういうことで、かなり大きい要望額があったということのようでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 今回の地震が発生しまして、かなりのインフラ等に被災しているわけでございますが、今後このような道路の維持費とか橋梁の国の補助金があるような震災等の直轄でやられる部分もかなりあると聞いておりますけど、今後当町に及ぼす影響等については、課長はどうお考えございましたか。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 今回の熊本大地震を受けまして、来年度以降の国の交付金事業がどう動いていくかということは、ただいまの状況では想像はできませんけども、今年度も県下一斉に同事業の要望

が大きかったという要因でございますので、当然来年度以降も、そういう傾向に進んでいくものと思いますので、そういう動向を見きわめながら、来年度以降の予算要求は行っていく必要があると思いますし、また要望額についても、それも見きわめた上で要望していく必要があると思います。ただ今回、政府与党、国においてはこの秋の大型補正を行うというようなことも、国の方ではおっしゃられているようでございますので、この大型補正の中に、この道路事業関係の適債事業になれば、そこらあたりを活用した上で、今年度減額した分についても再度予算計上して、当然翌年度以降の繰越事業となるかと思っておりますけれども、そこら辺りを活用した上で、事業を進めていこうというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑の予定の方いらっしゃいますか。複数いらっしゃいますので、ここで暫時休憩いたしまして、午後は1時30分から開会いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 3番、加賀山です。2点ございます。12ページ目8電子計算費、節19負担金補助及び交付金のところですが、社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットホーム利用負担金について、先ほど説明をいただきましたが、マイナンバー制度っていう導入が、年度当初からわかっていたと思うのですが、なぜ当初でなく今回になったのかっていう点が1点。それと2点目が、20ページ目4防災管理費、節18備品購入費で267万5,000円。先ほど、全職員の皆さんの夏の防災服の購入っていう話が出ましたが、熊本地震の時に民生委員さん、児童委員さん、すぐに安否確認ということで待っていたりとかしておりますが、その方たちへのビブスの準備とかっていうのはお考えにないのか、2点お伺いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） 負担金の件ですけれども、これはこの中間サーバーは国の方で設計して、そして作られているわけなんですけど、その負担金として機構の方ですか、そちらの方から言ってきているもので、時期がこの時期になったというふうなことです。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今の御質問、町内での活動をされた時のビブスというふうに受け取ったんですが、それでよろしかったですか。実は今おっしゃいましたビブス、今、職員派遣してますけども、ボランティア等で行かれています一般の方々も多数おられるんことも承知をいたしております。職員につきましては、今おっしゃいましたビブスにつきましても、あさぎり町として、そういう災害派遣を想定したビブスの準備はしてなかったというのが実情でございまして、これまでは防災服、冬を基本にやってきました。でも、さすがに6月になりまして、現在はそういうことはできずに、私服と申しますか作業にも対応できるという前提での、個人判断での服装ということになっております。そういうこと踏まえまして、今回災害派遣に限らず、町内での防災活動も当然、念頭に置いた中での防災服の購入要望をお願いするところですが、ビブスについては、今回の予算の中には実は予定をしておりませんでした。今おっしゃいましたこと含めまして、ちょっと整理をしたいというふうに、今御質問いただきまして、考えているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 1点目の件は、もうあとよろしいですけど、2点目の件ですね、1番身近で動いて下さる方ですので、民生委員さん児童委員さんには持っていていただいてもいいものかなと思

ったりもいたします。震災のカウンセリングのボランティアチームで行く時も、身につけていることで相手の方の安心感というのが非常にありますので、早急に御検討いただければと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 一つの例として、民生委員さんというお名前も出てきているものというふうに受け取りますが、災害時に限らず当然、民生委員さん、あるいはそれ以外の方も色んな活動されております。ですから、ビブスがいいのか通常の民生さんの活動の中で何らかの、その部署部署ごとに考えられた方がいいのか、そこは私まだ現時点では即答できませんので、そういうこと含めまして、町内で検討させていただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。店舗改装事業等助成金についてお尋ねをいたします。これは、この2カ月間で500万の希望があったということで、補正が上げられておるということですが、この理由としましては、26年度の実績が239万5,000円、この統計から27年の4月から、この事業の名称も変わっていますよね。そういったところで使い勝手がよくなったということが理由でございましょうか、お尋ねをいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 店舗改装事業等補助金につきましては、要綱の変更は若干はいたしておりますけれども、平成26年度の実績が、先ほど申し上げられたように件数が6件で、239万5,000円です。27年度につきましては、8件で539万の実績があります。例年ばらつき等もありますけれども、商工関係者にこの制度が浸透してきた結果で、こういう状況になってきていると思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 別にこの予算をオーバーするのが悪いとか、そういったことでありません。商工業の活性化につながることでありますから、大変いいことと思いますので、こういったことはどんどん周知させていただいて、進めていってほしいと思っておりますが、一つだけホームページのこのページにいきますと、今開けて、500万円の予算内ですから、これを限度がありますというような最後の一文が入ってるんです、ただ。そこんところはなるべく早く対処していただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 今の御指摘どおり、その予算は幾らですとか、残額が幾らですとかっていう表示は消したいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番、皆越です。21ページの教育費の中の公民館費、補正で58万2,000円出てます。当初予算では48万6,000円計上してありますけれども、どの位地区が出てきたのか、どんな補修をされたのか、教えていただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 今回の補正については、六つの分館から要望があっております。まず、上校区の柳別府が敷地内の舗装工事とフェンス取り替え、それから同じく上校区の神殿原がエアコン設置工事、これはエアコン自体は備品になりますので該当しませんが、その設置にかかる工事費を対象としております。それから岡原工区につきましては、齊堂公民分館、こっちの方は女性トイレの増築工事。ここが1番事業費的には1番大きいものでございまして、97万6,320円の事業費になっております。それから須恵校区が上手公民分館、こちらは窓の取り付け工事になっております。深田の古草城、こちらが敷地内の階段設置工事、それから免田校区におきましては吉井公民館、こちらの方が天井版の修繕、それから畳の表替え。全

部の事業費といたしまして174万7,025円。補助率が一応3分の1になっておりますので、今回の補正額58万2,000円としております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） また後からも要請があると思いますので、公民館はあと避難の拠点となると思いますので、整備はしていただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第5号、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第5号を提案いたします。平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成28年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億6,638万7,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） それでは1ページの続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。最後の7ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の一般管理費、委託料でございます。国保標準システム連携改修委託料39万6,000円の補正です。上のページが歳入ですけれども、財源としまして繰越金を充てているところでございます。平成30年度の国民健康保険の県単位化に伴いまして、国保の標準保険料、県が各市町村に示すことになっております。県はそれを示した上で、国保の事業費の納付金を算定しまして、市町村がその納付金を納めるという制度に変わるわけですけれども、そのための準備のあさぎり町の国民健康保険のソフトのシステム改修の費用でございます。今回は納付金算定のための、あさぎり町のデータを県のシステムに渡すための改修の費用でございます。これが、平成28年10月までには改修を終えて、そのデータを県に上げて、納付金のシステムを動かしてみようというようなスケジュールになっております。この費用については、国が全額見ることになっておりますけれども、まだ補助基準額等が示されておりませんので、とりあえずは繰越金を財源として充当させていただいて、補助金の額が判明した時点で、また補正をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

◎議長(山口 和幸君) 日程第7、議案第6号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第6号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案いたします。平成28年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,659万6,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐(土肥 克也君) それでは御説明申し上げます。引き続き1ページをお願いいたします。第1条第2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。それでは、まず歳出から説明させていただきます。7ページをお願いいたします。目1地域包括支援センター管理費62万3,000円の減額でございます。これは、地域包括支援センター職員の人件費を、本年4月1日付けの人事異動等に伴い補正するものでございます。次に、歳入でございます。6ページにお戻りいただいて、目1繰越金62万3,000円の減額でございます。今回の補正の財源調整を繰越金により行うものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

◎議長(山口 和幸君) 日程第8、議案第7号、平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第7号、平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算(第1号)について、提案いたします。平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金

額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課課長補佐。

●高齢福祉課課長補佐（土肥 克也君） それでは、御説明申し上げます。今回の補正では歳入の補正はございません。歳出について御説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最上段の目1一般管理費において、審査会事務局職員の人件費を、本年4月1日付けの人事異動に伴い、93万1,000円を減額し、その調整として、次の目1予備費を増額するものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第8号、平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第8号、平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案いたします。平成28年度あさぎり町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,157万6,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、平成28年度あさぎり町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。1ページの続きから読ませていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、4ページをお願いいたします。下段の歳出をお願いいたします。目1一般管理費881万4,000円の増額でございます。これにつきましては、職員の異動に伴いまして、人件費の補正を行うものでございます。その財源としまして、上の段の歳入で目1一般会計繰入金として、一般会計から繰り入れを行ってもらうものでございます。説明は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、議案第9号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第9号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案いたします。平成28年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,896万9,000円とする。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。1ページの続きから読み上げさせていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、7ページをお願いいたします。歳出予算としましては、目2下水道維持費、目4下水道建設費等とも減額となっておりますが、これにつきましては、職員の異動に伴います人件費の補正でございございます。それにより減額しました一般財源につきましては、前の6ページ、目1下水道事業一般会計繰入金を減額するものでございございます。以上説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第8号～日程第12 報告第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、報告第8号、平成27年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてから、日程第12、報告第9号、平成27年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計分の報告についてを一括して行います。提出者の報告を求めます。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第8号及び報告第9号を一括して報告いたします。報告第8号、平成27年度繰越明許費繰越計算書、一般会計及び報告第9号、平成27年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

す。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは平成27年度繰越明許費繰越計算書の説明をさせていただきたいと思ひます。説明内容としましては事業名と、それから翌年度繰越額、それから特定財源についてのみ説明をさせていただきたいと思ひます。一般財源については割愛させていただきたいと思ひます。それから事業の繰り越しの理由についても、割愛させていただきたいと思ひます。それでは、まず最初に町勢要覧作成事業ですが、249万5,000円。情報セキュリティ強化対策事業、1,288万5,000円、630万。個人番号カード交付事業424万3,000円。国県支出金で424万3,000円。それから選挙人名簿システム改修事業6万5,000円。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、7,322万2,000円。これは既収入特定財源として7,322万2,000円となっております。それから、子ども子育て支援システム改修事業31万8,000円。国県支出金が15万8,000円。栗のブランド化による雇用創出事業1,236万4,000円、国県支出金で1,236万4,000円。次に青年就農給付金（経営開始型）事業補助金525万円、国県支出金で525万円。次に、農業支援センター事業753万5,000円、国県支出金733万9,000円。林道維持管理事業500万円。住宅リフォーム助成金230万、県南広域観光連携事業負担金26万3,000円、橋梁補修事業3,590万、国県支出金1,881万2,000円、地方債1,620万、道路改良・歩道整備事業9,137万1,600円、国県支出金4,377万5,000円、地方債4,070万、空調設備設置工事450万、翌年度繰越額、合計で2億5,771万1,600円。既収入特定財源が7,322万2,000円、国県支出金が9,850万4,000円、地方債が5,690万となっております。以上、平成27年度繰越明許費繰越計算書の説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 下水道事業特別会計の平成27年度繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。一般会計と同じ要領で説明をさせていただきます。汚水管渠修繕事業247万円。財源につきましては、一般財源でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。それぞれについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑がないようでありますので、質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第13 同意第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第13、同意第2号、あさぎり町固定資産評価員の選任同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第2号、あさぎり町固定資産評価員の選任同意について説明いたします。あさぎり町固定資産評価員を次のとおり選任したいので、議会の同意を求めます。本人の住所、氏名、生年月日等を報告いたします。まず住所でございます。熊本県球磨郡あさぎり町深田東1,200番地の1。氏名、那須正吾さんは、生年月日昭和35年8月9日生まれ。提案理由でございます。あさぎり町の固定資産評価員を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。どうか同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから同意第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第14、発議第2号、あさぎり町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。発議第2号は、会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第3号

◎議長（山口 和幸君） 日程第15号、発議第3号、あさぎり町議会活性化特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。5番、久保尚人議員。

◎議員（5番 久保 尚人君） 発議第3号、あさぎり町議会活性化特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条の規定により提出いたします。提案理由を述べます。あさぎり町議会の最高規範である基本条例が、平成25年7月1日施行され4年目を迎える。この間、各議員が基本条例を理解し発言、行動をしてきたかを検証するとともに今後さらに町民の負託にこたえるべく議員の役割と責任を自覚するため特別委員会を設置し研鑽する必要がある。また、財政健全化に向け会議資料等のペーパーレス化の導入や議会議員定数及び報酬についても早期に結論を見出すため調査が必要である。裏面にお移り下さい。あさぎり町議会活性化特別委員会の設置に関する決議。次のとおり、あさぎり町議会活性化特別委員会を設置するものとする。名称、あさぎり町議会活性化特別委員会。地方自治法第112条及び委員会条例第6条。目的、あさぎり町議会活性化に関する調査及び実践。定数、議長を除く全議員。設置期間、調査完了まで。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。よって、本案は原案通り可決されました。

日程第16 発議第4号

◎議長（山口 和幸君） 日程第16、発議第4号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書についてを議題とします。発議第4号は、会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第5号

◎議長（山口 和幸君） 日程第17、発議第5号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書についてを議題とします。発議第5号は、会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第6号

◎議長（山口 和幸君） 日程第18、発議第6号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書についてを議題とします。発議第6号は、会議規則第35条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は趣旨説明を省略することに決定しました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長(山口 和幸君) お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成28年度あさぎり町議会第2回会議を閉会いたします。

●議会事務局長(片山 守君) 起立、礼、お疲れ様でした。

午後2時12分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 山口 和 幸

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 橋 本 誠